

4 介護サービスの供給確保のための方策

本市では、介護保険制度施行後、民間事業者等の新規参入や既存のサービス事業者による事業の拡大等により、介護サービス量が大幅に拡充しました。

今後、高齢者が身近な場所で、質の高い介護サービスを利用することにより、住み慣れた地域で安心して生活していただけるよう、次の点に留意して、サービスの供給を図ります。

供給確保のための指針

- 平成26年度の目標に向けた計画的な基盤整備
- 地域バランスに留意した地域密着型サービスの整備と地域との連携の仕組みの構築
- 多様なすまいの選択肢の確保という観点及び施設の特性や地域性に留意した施設・居住系サービスの整備
- 効果的な介護予防サービスを提供できる事業者の確保

供給確保のための視点

- 人材の育成
介護サービス従事者に対する各種研修を実施するとともに、関係機関と連携し働きやすい環境整備に努めます。
- 施設整備の促進
ハード面での整備が必要なサービスについては、プランに基づき、地域的なバランスに配慮した整備を促進します。
- 参入促進のための情報提供
要介護認定やサービスの利用状況、地域ごとのサービス事業所情報等について、積極的に情報提供を行います。
- 身近な場所でのサービス提供
日常生活圏域を踏まえ、地域的なバランスに配慮してサービスの供給を図ります。

介護保険施設等の整備等目標数

(人分)

	18年度	19年度	20年度	26年度
介護老人福祉施設	4,223	4,343	4,470	5,340
介護老人保健施設	3,204	3,294	3,404	3,764
介護療養型医療施設	3,124	3,124	3,124	3,124
認知症対応型共同生活介護	481	544	598	904
介護専用型特定施設	0	77	154	620
ケアハウス	577	617	670	1,000

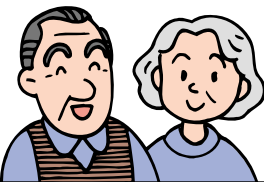
地域密着型サービスの基盤整備

地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護拠点、認知症高齢者グループホームについては、平成26年度において、日常生活圏域ごとに1箇所設置することを目標として、地域バランスに留意しながら、計画的な整備を行います。

第6章 地域支援事業の量及び事業費の見込み

1 地域支援事業の実施内容

本市における地域支援事業の構成



国による事業分類			本市実施事業
介護予防事業（必須事業）	特定高齢者施策 介護予防	特定高齢者把握事業	健康相談（生活機能相談）、介護予防訪問指導、成人・妊婦歯科健診相談指導（口腔機能相談）、 老人福祉員設置事業、基本健康診査（介護予防健診）
		通所型介護予防事業	地域介護予防推進事業、すこやか生活支援介護予防事業、いきいき筋力トレーニング教室、高齢者低栄養相談、口腔機能向上教室
		訪問型介護予防事業	訪問型介護予防事業
		介護予防評価事業	介護予防評価事業
	一般高齢者施策 介護予防	介護予防普及啓発事業	地域介護予防推進事業、元気高齢者推進事業、介護予防出前教室、介護予防手帳、栄養改善（高齢者栄養教室）、健康教育（介護予防講座）、健康相談（生活機能相談）〔再掲〕、成人・妊婦歯科健診相談指導（口腔機能相談）〔再掲〕
		地域介護予防活動支援事業	健康すこやか学級、高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座、在宅高齢者機能回復訓練事業（すこやか講座）
		介護予防評価事業	介護予防評価事業〔再掲〕
	包括的支援事業 （必須事業）	介護予防ケアマネジメント事業 総合相談支援事業・権利擁護事業 包括的・継続的マネジメント事業	地域包括支援センター運営事業、地域包括支援センター運営協議会等事業、高齢者虐待防止事業、認知症高齢者等権利擁護事業（長寿すこやかセンター事業）
		介護給付等費用適正化事業	介護給付費適正化事業（住宅改修支給に係る実地調査、介護保険給付費明細通知等）
	任意事業	家族介護支援 事業	家族介護教室 認知症高齢者ホームケア促進事業
			徘徊高齢者あんしんサービス事業
			家族介護継続支援事業 家族介護用品給付事業、高齢者介護相談事業、 短期入所生活介護緊急利用者支援事業
		その他事業	成年後見制度利用支援事業 認知症高齢者等権利擁護推進事業 福祉用具・住宅改修支援事業 福祉用具展示コーナー運営事業 地域自立生活支援事業 東九条シルバーハウジング生活援助員派遣事業、介護相談員派遣事業、 老人福祉員設置事業（再掲）、緊急通報システム事業

※本市実施事業は平成18年度による区分。また赤字は地域支援事業としては実施はしないが、事業の趣旨が国の事業分類に該当するもの。

2 地域支援事業（介護予防事業）の量の見込み

地域支援事業のうち、介護予防事業（介護予防特定高齢者施策）は、要支援・要介護になるおそれのある方（平成20年度において高齢者人口の5％程度）を対象とし、国の指針に基づき、平成20年度において対象者の20％の方が要支援・要介護へ移行しないことを目標として実施します。また、この目標数の達成状況等を検証するため、年度ごとに、介護予防評価事業を実施します。

	18年度	19年度	20年度
対象者数	5,975人	12,995人	17,835人
効果の目標数	717人	2,079人	3,567人